

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
あおみ建設株式会社	工事 業務 物品・役務	東京都千代田区外神田2-2-3

2. 指名停止措置期間

令和8年4月17日 ～ 令和8年4月30日 (2週間)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

令和6年2月28日、当局発注「八戸港八太郎・河原木地区航路泊地（埋没）浚渫工事」において、排砂管撤去作業の際、北防波堤に仮係留していた排砂管のワイヤーが波浪により破断した。その後排砂管が浮遊し航路側に流出するおそれが生じたため北防波堤上でワイヤーを再固縛していたところ、防波堤を越える波浪により作業員1名が海上に転落、排砂管に激突し死亡した。また、作業船上の作業員6名が急激な動揺により船上で転倒するなど負傷した。

当該事故は、防波堤を越える波浪がみられ、防波堤上での作業に危険が伴う認識はあったものの、緊急性を優先し安全面を軽視したことなど、工事の安全管理を怠ったため発生したものである。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第1第7号に該当する。

また、同要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

参考

- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第1（抜粋）

措置要件	期間
（（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故））	
7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局（TEL 022-225-2171）（代表）

総務部 契約課 課長 佐藤 貞弘（内線 2511）

建設専門官 二部 文彦（内線 2512）

○ 総務部 経理調達課 契約管理官 山田 耕平（内線 6221）

○は本件の主務課です。